

慶 弔 細 則

(2014年3月17日改正発効)

(2014年11月1日改正発効)

第1条 組合員が次の各号に該当する場合は、組合より慶弔金を支給する。

- | | | |
|----|-----------------------------|-----------|
| 1. | (イ) 本人が結婚した場合 | 10,000 円 |
| | (ロ) 本人、または、配偶者に出産があった場合 | 5,000 円 |
| 2. | (イ) 本人が死亡した場合 | 100,000 円 |
| | (ロ) 配偶者が死亡した場合 | 30,000 円 |
| | (ハ) 子が死亡した場合 (未婚、未就業、25才未満) | 20,000 円 |
| | (ニ) 親が死亡した場合 | 10,000 円 |

(実父母、義父母を問わず、2回まで)

ただし、本号に基づく支払は、全労済の慶弔共済からの給付を当て、その給付を超える金額は組合から支給する。

- | | | |
|----|-----------------------------|----------|
| 3. | 満15年、満25年、満35年のいずれか1回の結婚記念日 | 20,000 円 |
| 4. | (イ) 組合加入から10年経過した日 | 10,000 円 |
| | (ロ) 組合加入から20年経過した日 | 10,000 円 |
| | (ハ) 組合加入から30年経過した日 | 30,000 円 |

第2条 組合員が次表に該当する場合は、組合より見舞金を支給する。ただし、本条に基づく支払は、すべて全労済の慶弔共済からの給付を当てる。

	区 分	損害の程度	見舞金
火 災 等	全焼・全壊	70%以上	100,000 円
		50%以上 70%未満	90,000 円
	半焼・半壊	30%以上 50%未満	70,000 円
		20%以上 30%未満	50,000 円
		10%以上 20%未満	30,000 円
	一部焼・一部壊	5%以上 10%未満	20,000 円
		5%未満	5,000 円
自 然 災 害	全壊・流出	70%以上	30,000 円
	半壊	20%以上 70%未満	15,000 円
	一部壊	損害額が100万円を 超える場合	3,000 円

等			損害額が 20 万を超え 100 万円以下 の場合	1,000 円
	床上浸水	全床面の 50%以上 にわたる浸水	150 cm 以上	15,000 円
			100～150 cm 未満	10,000 円
			70～100 cm 未満	7,000 円
			40～70 cm 未満	5,000 円
			40 cm 未満	3,000 円
		全床面の 50%未満 にわたる浸水	100 cm 以上	3,000 円
		100 cm 未満	1,000 円	
地震等	全壊・流出		70%以上	10,000 円
	半壊		20%以上 70%未満（建物の浸水が 全床面積の 50%以上にわたる 100 cm以上の床上浸水を含む。）	5,000 円
	一部壊		損害額が 20 万円を超える場合（建 物の浸水が全床面積の 50%以上に わたる 100cm 未満の床上浸水を含 む。）	1,000 円

第 3 条 その他、必要に応じ、執行委員会において決定する。